

[事案 2022-284] 契約者変更請求

・令和5年10月17日 裁定不調

<事案の概要>

契約時に遡って契約者を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年2月に契約者を親、年金受取人を自分として契約し、令和2年1月に契約者を自分に変更した個人年金保険について、年金受給にあたり贈与税が発生することが判明したが、以下等の理由により、契約時に遡って契約者を自分に変更してほしい。

- (1) 申込当時、自分は定職がなく、継続的に保険料を支払うことが不安であったため、保険料は親の口座から自動引落としによって支払うこととなったが、契約当初から保険料を支払ってきたのは自分であり、親に保険料相当額を手渡ししていた。
- (2) 契約時、募集人から贈与税についての説明は一切なく、令和元年末に担当者が親に初めて贈与税の課税について説明した。また、その金額もその時と令和4年で異なる金額を案内している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 贈与税の発生の有無および金額は、税務署が判断する事項である。通常、募集人は、契約期間中に税制度が変更される可能性や税務判断は専門的な事項であることから、お客様サービスの観点から質問に対する一般的な回答をすることとどめ、必要に応じて専門家や公的機関等へ確認するよう案内している。
- (2) 契約時の募集人は死亡しており、手続き時の状況は不明であるが、申立人は親を契約者としたものと申立人本人を契約者としたものの2つの設計書を所持していたことから、募集人は両者の重要な違いである課税関係について説明をしたはずである。その結果、親の契約であれば、団体月払にすると保険料が安くなること等から、親が契約者となることを選択したものと思われる。
- (3) 平成17年2月以降、担当者が申立人の親に対し、契約者と受取人が異なるので、今後税務上のことを考えると契約者変更をしたほうが望ましいと、度々契約者変更を勧めたが、申立人の親は契約者変更に応じなかった。なお、他契約については親から子に契約者変更を行っており、契約者変更が可能であることを認識していた。
- (4) 令和元年末当時は年金受給権の評価額のオンライン試算ができなかったため、便宜的に解約返戻金を基準として代用して贈与税額を試算し、当該試算が正確ではないことも説明していたが、実際には年金開始時の受給権は令和元年末頃の解約返戻金とは異なるものであったため、金額が相違した。申立人に不正確な計算書を交付したことについては深くお詫びするが、かかる計算書により申立人に損害は発生していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)平成 17 年頃から、担当者は申立人の親に対して、名義変更を勧める説明を行っていたが、贈与税を支払うのは申立人であるところ、親に説明した際に申立人本人が在宅しているにもかかわらず、令和 4 年までその説明を行わなかった。
- (2)保険会社が、贈与税の試算につき不正確な計算書を交付したこともあいまって、本紛争に発展したものと考えられる。